

# 音楽を主とした著作権の基礎知識

行政書士 水野 悠

(愛知県行政書士会東三支部)

# 1)著作権とは？

「著作権」とはなんなのでしょうか？

(目的)

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

ここから読み取れることは

1. 著作権とは、著作物に関するものである、ということ
  2. 著作権とは、著作者の権利及びこれに隣接する権利である、ということ
  3. 著作権法は、著作者等の権利を保護するためのものである、ということ
- 以上の3点です。

では、用語の定義について、条文を読み進めていきましょう。以下第2条からの抜粋です。

- ・著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- ・著作者 著作物を創作する者をいう。
- ・実演 著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること（これらに類する行為で、著作物を演じないが芸能的な性質を有するものを含む。）をいう。
- ・実演家 俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。
- ・レコード 蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの（音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）をいう。
- ・レコード製作者 レコードに固定されている音を最初に固定した者をいう。
- ・二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。
- ・共同著作物 二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。
- ・録音 音を物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。
- ・録画 影像を連続して物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。
- ・複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。  
イ 脚本その他これに類する演劇用の著作物

当該著作物の上演，放送又は有線放送を録音し，又は録画すること。

ロ 建築の著作物

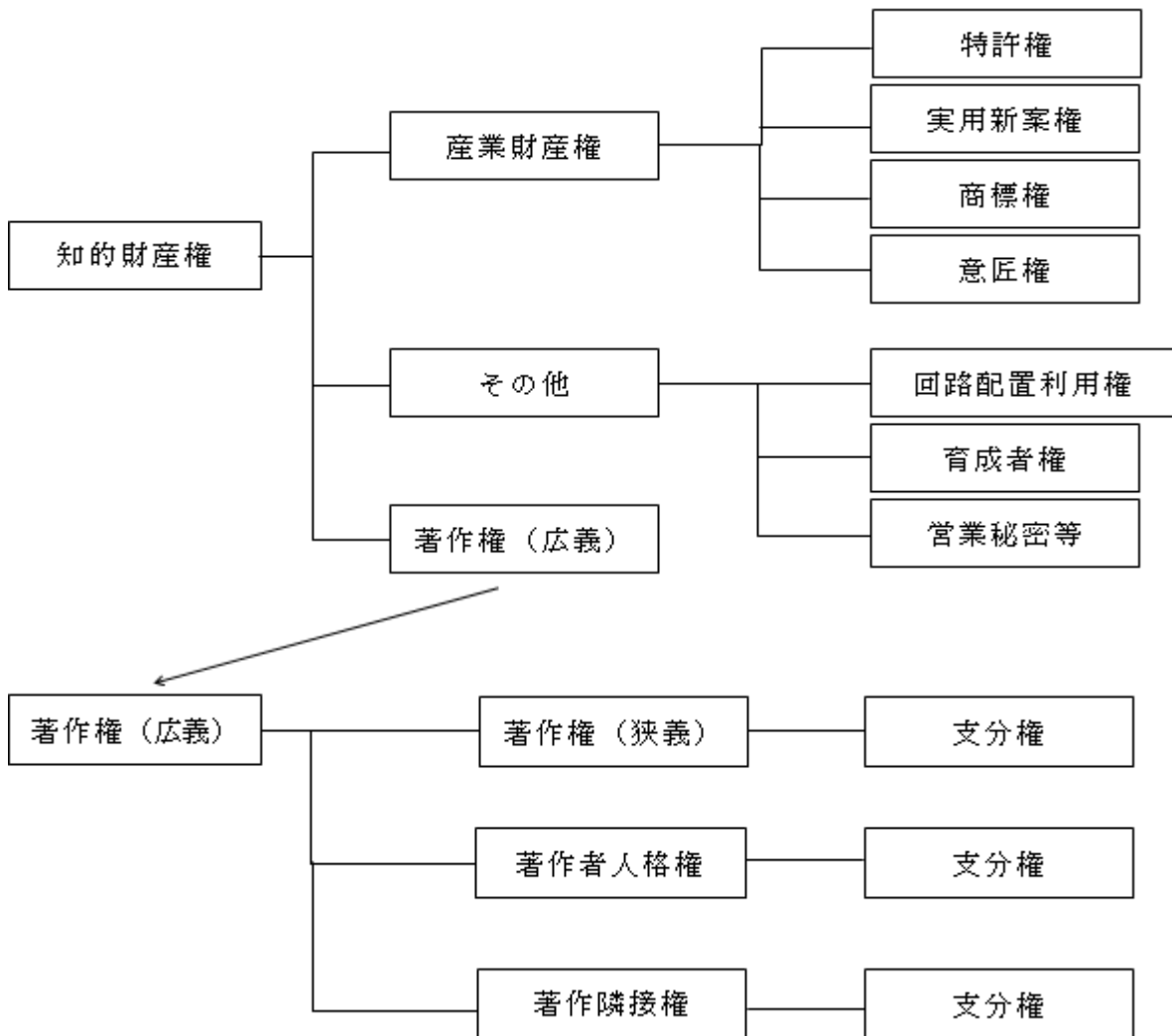
建築に関する図面に従って建築物を完成すること。

- ・上演 演奏（歌唱を含む。以下同じ。）以外の方法により著作物を演ずることをいう。
- ・上映 著作物（公衆送信されるものを除く。）を映写幕その他の物に映写することをいい，これに伴って映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。

ご覧の通り，第2条の用語の定義において「著作権」という文言はありません。つまり，「著作権」とは，様々な権利（支分権）の集合体であり，後の条文で定められた支分権の集まりに名前を付けたものであると言え，詳細は「著作者人格権」が第18条から第20条に，「狭義の著作権」が第21条から第28条に定められています。

ちなみに，広義の著作権全体の位置づけとしては，特許権，実用新案権，意匠権及び商標権で構成される「産業財産権」並びに回路配置利用権（半導体の回路配置），育成者権（植物新品種）及び営業秘密等で構成される「その他の権利」と共に「知的財産権」のひとつとされています。

著作権について，簡単にまとめると以下のような表になります。



広義の著作権の中で、狭義の著作権と著作者人格権は、最初は必ず著作者の権利として発生し、著作隣接権は、著作者以外の者の権利として発生する場合があります。

### 【著作者】

著作者は、著作物を創作した者なのですが、立証するのは非常に困難です。これについては著作権法第 14 条に以下のような条文があります。

(著作者の推定)

第十四条 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称（以下「実名」という。）又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの（以下「変名」という。）として周知のものが著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。

また、著作者且つ著作権者である者から他者への著作権譲渡があった場合、譲渡人を著作者、譲受人を著作権者と呼びます。

### 【著作権法上に定められた支分権等】

著作権は、複製権、上演権及び演奏権、上映権、公衆送信権等、口述権、展示権（※美術や写真に係る権利）、頒布権（※映画に係る権利）、譲渡権（※映画以外の著作物に係る権利）、貸与権（※映画以外の著作物に係る権利）、翻訳権、翻案権等、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（※著作物を翻訳、編曲、変形、翻案することにより新たに創作された著作物に対して、最初の著作者も後の著作者と同じ権利を有する、ということ）の支分権によって構成されています。

著作者人格権は、公表権、氏名表示権及び同一性保持権の支分権によって構成されています。

著作隣接権は、実演家の権利、レコード製作者の権利、放送事業者の権利及び有線放送事業者の権利として、それぞれに支分権を定めています。ただし、実演家については、氏名表示権と同一性保護権について、一身専属性を持ち、譲渡することができない実演家人格権保護が著作権法第 101 条の 2 に定められています。

また特殊な権利として、文書又は図画について出版権が著作権法第 79 条から第 88 条に定められています。

## 2) 著作権の考え方とその歴史

まず大前提として日本における著作権は「無方式主義」（または発生主義）、何かしらの機関に登録することなく、著作物を創作した時点で権利が発生するという方式を取っています。

この無方式主義は大陸法圏の考え方で、一方英米法圏では方式主義、つまり著作物が保護を受け

るには特定の機関への登録等が必要であるという考え方を採用してきました。

現在では 1971 年の無方式主義を前提とするベルヌ条約（1886 年作成）の改正，またそれに合わせた形での方式主義を前提とした万国著作権条約（1952 年作成）の改正，そしてアメリカの著作権法改正（1988 年）とベルヌ条約への加盟（1989 年）により，一部の国を除き無方式主義が採用されています。

日本で最初に著作権という概念を紹介したのは福沢諭吉であり，copyright を「蔵版の免許」や「出版の特権，或は略して版權」としており，これが「版權」という著作権に相当する用語となったと言われています。ちなみに，現在「版權」は法律用語として用いられていません。

日本の法令としては，1869 年に公布された図書出版に関して定めた「出版条例」が最も古く，出版条例から版權保護の規定を分離した 1887 年の「版權条例」，それを改正した 1893 年の「版權法」を経て，1899 年に「著作権法（旧著作権法）」が制定され，1970 年の全面改正を経て現行の「著作権法」となりました。

### 3) 著作権の登録について

日本における著作権についての登録制度は，「実名の登録」，「第一発行年月日の登録」，「創作年月日の登録」，「著作権・著作隣接権の移転等の登録」，「出版権の設定等の登録」の 5 種類となっており，文化庁の管轄となっています。

まず「実名の登録」について。

無名で公表された著作物は，公表後 50 年間保護されます。これに対して「実名」の登録を行うことにより，通常の著作物と同じように著作者の死後 50 年を経過するまで保護の対象となり，端的に言えば保護期間を延長できるということになります。

次に「第一発行年月日の登録」，「創作年月日の登録」について。

これらを登録することで，登録された年月日に著作物が創作されたと推定されます。ただし「創作年月日」についてはプログラムのみであり，その特性上創作後 6 か月以内でなければ登録できません。

最後に「著作権・著作隣接権の移転等の登録」，「出版権の設定等の登録」について。

権利の譲渡等，又は著作権若しくは著作隣接権を目的とする質権の設定等があった場合や，出版権の設定，移転等，又は出版権を目的とする質権の設定等があった場合に登録する制度であり，最大の効力は「第三者効」です。

具体的な例で示すと以下のようになります。

まず著作者 A が著作権を B に譲渡し，この「著作権の譲渡」を文化庁に登録していなかったとします。

ここで著作者 A が別の人物 C に譲渡する。

この場合，権利の「二重譲渡」が行われたこととなります。

仮に譲渡の対象が不動産であった場合は、先に登記を備えた方が当該不動産の所有権を主張できます。  
では著作権の場合は？

先に文化庁への著作権移転の登録を行った人物が権利者となります。

上記の場合、譲渡契約の前後は問題とならず、後から譲渡された C が背信的悪意者でない限り、先に登録を行えば C が権利者となり、B に著作権を主張することができるようになります。

もちろん 5 種類の登録全てに言えることですが、著作者の推定効（反証がない限り誰が著作権者かを有効に取り扱うこと）を発生させ、権利関係を証明しやすくするという意味もあります。

#### 4)アーティストと音楽出版者との契約締結から音楽が世に出るまで

※ここではレコード会社が音楽出版者を兼ねている場合を想定しています。

音楽は作曲された時点で著作権が生じます（前述の無方式主義）ので、アーティストは最初から著作権者としてレコード会社とコンタクトします。ここで諸々条件が折り合えば契約締結となりますが、この契約の内容が様々で、著作権をレコード会社に譲渡するもの、レコード会社に著作物の利用を許諾するもの等々が考えられます。これらの契約は著作権法上では以下のように定められています。

①著作権の譲渡（第 61 条）

②著作物の利用の許諾（第 63 条）

③出版権の設定（第 79 条～第 88 条）

①には著作権の全てを譲渡する場合と一部を譲渡する場合があります。

②には排他的利用と単純利用の場合があります。

③は少し特殊で、出版権はそもそも排他的な性質を持ちますので、設定を受けることにより独占的に著作物の利用ができるようになります。ただし、これを第三者に対抗するには文化庁への登録が必要となります。以下では①及び②について取り扱います。

##### 【契約類型①と②について】

①著作権の譲渡

この契約類型には、その一身専属性から譲渡することができない著作者人格権以外の著作権及び著作隣接権について、その全部を譲渡する場合と一部を譲渡する場合があります（それぞれ期間を限定することも可能です）。

まず全部譲渡の場合には、文字通り狭義の著作権を丸々譲渡しますので、譲渡人は著作権者ではなくなり、譲受人が著作権者となります（ちなみにこの場合の譲渡人は著作者と呼び方が変わります）。全ての著作権が譲受人に移転しますので、著作権を行使できるのは譲受人のみとなります。

一部譲渡とは、著作権の支分権のいずれかを譲渡するということです。

どちらの契約においても注意が必要な点が、著作権法第 61 条に定められています。

(著作権の譲渡)

第六十一条 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

2 著作権を譲渡する契約において、第二十七条又は第二十八条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。

この条文でいう第 27 条は「翻訳権、翻案権」で、第 28 条は「二次的著作物の利用に関する原作者の権利」です。この二つの支分権は契約書に明記されていない場合には、譲渡人に残っているものと推定されます。

つまり、契約書に「第 27 条及び第 28 条の権利も譲渡する。」又は「著作物に係る一切の権利を譲渡する。」等の文言が明記されていないと、例えば小説のドラマ化、映画化又は舞台化等は出版社が自由にはできないということです。

では譲渡ができる権利である翻案権と、一身専属性を持つため譲渡ができない著作者人格権の中の同一性保持権との関係はどうなるのでしょうか。

これについて翻案権を譲渡した場合には、譲渡人の保護の観点も考えて、同一性保持権の行使は制限されると考えられます。

また、譲受人側からみれば、譲渡できない著作者人格権の氏名表示権や同一性保持権を、譲渡人が後から行使することで、著作物の自由な利用についての制限がかけられたり、予期せぬ問題が発生する恐れがあります。これについては、契約時に「著作者人格権不行使条項」と呼ばれる、「著作権の譲渡後、著作者人格権を行使しない。」というような条項を契約書内に設けることで対応します。

## ②著作物の利用の許諾

この契約類型はよく言われる「ライセンス契約」に該当し、著作権者が著作権を有したまま、相手方に著作物の利用を認めるものです。

この場合、契約の相手方（以下利用者とします）は、著作権者から許諾を得た利用方法つまり期間や範囲等において著作物を利用できるようになります。

具体的には、著作権譲渡契約が支分権である複製権に基づいて CD をプレスしているのに対して、利用許諾契約は「複製するという行為」に対して著作権者から許諾を得てプレスをしている、ということになります。

そしてこの利用許諾には排他的なものや単純な許諾のみのものがあります。

排他的許諾は、著作者が A さんに利用許諾をした場合に、第三者（例えば B さん）には同じ内容もしくは期間や範囲等が重なる利用許諾をすることはできない、という内容の契約を締結するということです。

契約内容を単純にして例を挙げると、Aさんと「明日から一年間複製を許諾する」という契約を締結した場合に、Bさんとは「明日から一年間」という期間は「複製」という範囲での契約はできない、ということです。

逆に言えば、Bさんとは「2年後から一年間」という期間なら「複製」という範囲の契約締結できますし、「明日から一年間」という期間であっても「演奏を許諾する」という範囲なら契約締結できる、ということです。

この契約の場合、期間や範囲等が重なった利用許諾契約をAさんとBさん双方と締結してしまったらどうなるのでしょうか？

利用者Aさんは著作者に対しては契約内容を履行してもらっていないので、「契約違反だ！」と言えますし、排他的利用許諾契約から発生した債務を著作者者に履行してもらっていないので、債務不履行に基づく損害賠償請求ができます。

ではBさんに対しては？

なにもできません。

何故なら、権利面から見れば、

- ・著作権は著作者にある。＝Aさんには著作権がない。
- ・著作者が利用を許諾しているので、著作権侵害には当たらない。

等々の理由が考えられます。

また契約という側面から見ると、

- ・著作権自体が移動するものでない債権契約である。

⇒契約の当事者は著作者とAさん、もう一方の契約の当事者は著作者とBさんである。

⇒Bさんは著作者とAさんの契約について第三者である。

⇒著作権譲渡のように登録制度がない。

⇒第三者に対抗することができない。

以上のような理由もあり、第三者であるBさんに対して損害賠償請求や差し止めの請求等を行うことはできません。

二重の許諾契約の場合、著作者に対してなんらかの行動を起こすこととなります。

一方、単純許諾は「契約内容に沿った利用方法と範囲で許諾する」契約であり、著作者は利用者に対して、同じ内容でも、期間が重なっていても、何人にでも利用許諾の契約を締結できるのである。

レコード会社の側から見れば、あるアーティストの著作物を自分の会社のみでCDをプレスしたい場合、アーティストと利用許諾の契約を締結する際に大いに注意すべき点です。

単純許諾の場合だと、同じ内容のCDが他の会社からリリースされても何もできません。

アーティスト側から見た場合、長期間の排他的利用許諾契約を締結すると、動きにくくなること



が往々にありますので、契約内容は入念な確認が必要です。

## 【印税？】

音楽に限らず、著作物を扱う上でよく出てくる言葉に「印税」というものがあります。では、「印税」とはなんのでしょうか？

まず、「印税」という言葉についてですが、正しく理解するには著作物の「使用料」と置き換えるのが近道です。この「使用料」の中に、「著作権使用料」や「原盤使用料」があります。

次に、一般的に「アーティスト印税」と呼ばれるものに関してしてみると、実演家（ミュージシャン）の演奏を録音することについては、著作権法第4章著作隣接権の第2節に定められている実演家の権利として許諾を得る必要がありますので、この許諾契約に基づいた報酬が発生する場合があります。これも「印税」と呼ばれる場合が多いのですが、演奏や歌唱等に対する報酬と捉えるべきでしょう。

では、これらの金額についてはどのように決めるのでしょうか？

第一に考えるのは著作権の権利的側面です。著作権法で定められている著作権は保護されるべき著作者の「権利」であり、著作者が守るべき「義務」ではありません。

次に考えるのは契約的側面です。契約である以上、その内容は当事者の合意があればどのように定めることができます。

この二点から、著作権者が、著作物を利用（支分権に定められた内容の行為を行う）しようとする者（以下利用者）からの問い合わせに対して、「使用料は不要です。」と回答し、その内容の契約を締結すれば、利用者は使用料を支払う必要はありません。これは原盤権（※後述）を持っている者との契約についても同じことが言えます。

つまり一般的に「印税」と呼ばれるものについての金額の決定は、対価である以上当事者同士の契約内容によるということが言えます。

では、利用者が著作権者に無断で著作物を利用した場合はどうでしょうか。

著作者がOKであれば、一応問題は起きません。しかし、この問題を理解するには、JASRACをはじめとした著作権管理団体のことも知っておかなくてはなりません。

## 【著作権管理団体】

よく知られているのはやはり一般社団法人日本音楽著作権協会（Japanese Society for Rights of Authors, Composers and Publishers）、通称JASRACでしょう。他には（株）イーライセンス、（株）ジャパン・ライツ・クリアランス等があり、これらは音楽の著作物等を扱う著作権管理団体として活動しています。

まず著作権管理団体は作曲者又は作曲者から著作権の譲渡を受けた音楽出版者やレコード会社と

「著作権信託契約」を締結します。この「著作権信託契約」は、著作権の譲渡契約と同じような内容になっており、著作権が著作権管理団体に移ります。そして著作権管理団体は、この契約に基づいて、信託を受けた著作物の利用者から著作権使用料を徴収しています。

ここで重要な点が、著作権管理団体との契約は著作権者の任意である、ということです。つまり作者（著作権者）が、自分の著作権は自分で管理する、という方法をとるのであれば、著作権管理団体の出番はありません。著作権使用料は、著作権管理団体の規定によることなく、利用者との個別の契約により自由に定めることができ、無償とすることも著作権者の自由です。

ここで前述の「利用者が著作権者に無断で著作物を利用した場合」を再度考えてみましょう。

作曲者等が著作権管理団体と既に著作権信託契約を締結していた場合、作曲者等がいくら「著作権使用料はいりません。」と言っても、既に著作権は著作権管理団体に移っていますので、著作権管理団体からの請求を避けることはできません。

音楽を利用するうえで、著作権管理団体の管理楽曲となっている場合には、使用料を支払うべきである、ということが大前提です。著作権管理団体は利用者の立場ではなく、あくまで契約の相手方である作曲者（前著作権者）の権利を預かり、入会金や会費を徴収し、管理を行っているということを考えてください。

## 【原盤権】

さて、ここまで作曲者等との契約や、著作権管理団体との信託契約等により、著作権についてはクリアしてきました。もうひとつクリアにしておかなくてはならない権利、それが著作隣接権のひとつである「原盤権」と呼ばれるものです。

この中の複製権が特に問題となってきます。

レコード製作者の権利（以下原盤権）は、その費用を負担した者が権利者となります。ここでいうレコードとは原盤＝マスターテープのこととお考えください。

音楽は録音しただけでは CD としてプレスすることはできません（音質等を見れば不可能ではありませんが）。勿論まずは録音し、録音した音楽の曲順を決め、ミックスし、曲間の長さを決め、マスタリングし、CD-R for Master 等の一般的な CD-R とは異なるものに焼き付けることでマスターテープが完成し、CD プレス会社に渡します。

このマスターテープ完成までの作業にかかったスタジオ使用料、レコーディングエンジニア料、ミックス料、マスタリング料等々の費用を誰が負担しているかによって、原盤権者が決まります。

ジャズの世界に限らず、アーティストが全ての費用を負担した上で、レコード会社にマスターテープを持ち込む「持ち込み原盤」という形式もあり、アーティストが原盤権者となります。この場合、レコード会社は、原盤権者であるアーティストに契約内容に沿ったパーセントの原盤使用料を支払うことで、複製の許諾を得て CD をリリースすることとなります。

一般的な原盤使用料は、CD の税抜定価から 10%のジャケット代を控除し、これに契約によって定められた使用料率を乗じ、出荷枚数から 20%の出荷控除をした枚数（100 枚出荷であれば、20%相当の 20 枚を引いた 80 枚となります。）を乗じた金額となります。

### 【CD1 枚の中のお金】

以上で基本的な CD 制作の流れと権利関係をみてきました。ここまでをまとめる意味で、CD1 枚の中にどのようなお金が含まれているのかをひとつ例をとって確認します。

※以下はあくまで例のひとつです。実際は当事者間の契約により変動しますので、ご注意ください。

税込定価 2,500 円の CD を例にとってみると、税抜定価は 2,315 円となります。

まず、販売店利益を一般的な 28%としてみています。販売店は卸元から税抜定価の 72%で仕入れているということです。仕入価格は 1,667 円となります。

卸元がレコード会社から仕入れる価格を税抜定価の 65%とすると 1,505 円となります。

ここまでに確定する粗利益額は、販売店 2,315 円－1,667 円＝648 円、卸元 1,667 円－1,505 円＝162 円となります（消費税はここでは考慮しません）。

ではレコード会社から卸元に出す 1,505 円の中で、レコード会社にとっての原価はどのような内訳になっているのでしょうか？

最低限以下のものが含まれています。

- ①レコード会社が原盤制作者（＝原盤権者）であれば原盤が完成するまでの費用
- ②レコード会社が原盤権者でない場合は原盤使用料
- ③著作権管理団体等の管理楽曲があればその使用料
- ④作曲者が著作権を管理している楽曲があれば個別の契約に基づく著作権使用料
- ⑤CD プレス代金
- ⑥ジャケット、ディスクレーベル面等制作費用
- ⑦ジャケット等代金
- ⑧ライナーノーツ原稿料
- ⑨レコード会社スタッフの給与

etc.

もちろん上記以外にも様々な費用が発生しますが、これらの金額を 1,505 円×出荷枚数で計算された金額で賄っていくこととなります。

そして費用を全て回収できる点を「リクープポイント」又は「損益分岐点 (BEP)」等と呼びます。この「リクープポイント」を越えて初めてレコード会社には利益がもたらされます。

ちなみに①には前述の著作権法第 4 章著作隣接権の第 2 節に定められている実演家の権利に基づ

く演奏を録音することに対する報酬、⑥にはデザイナーへのデザイン報酬はもちろん、著作権保護期間内や P.D. (パブリックドメイン) でない写真や絵を使う場合には、写真や絵の作家への報酬 (撮り下ろしや描き下ろしは高額となる場合もあります。) や著作権使用料を含んでいます。

これらを行政書士業務に集約すると、

- ・レコード会社に対しては、適切な著作権管理 (持つのか、著作権管理団体に信託するのか又はアーティスト自身に残すのか) ができるよう法的アドバイスをします。

- ・アーティストさんに対しては、契約内容と自身の希望とを照らし合わせてみるができるように、そして権利関係を把握できるようにサポートする。

行政書士業務としては、契約書作成業務として、この双方向からのアプローチが重要であり、法的要素はここにたどり着くための下準備であったともいえます。

## 5) 学校教育における著作権の扱いについて

最後に、学校教育における著作権の取り扱い、つまり著作物をどのように教育現場において利用していくのかについて少しだけみていきます。

まず、著作権法では下記のような例外規定が設けられています。

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条第一項 学校その他の教育機関 (営利を目的として設置されているものを除く。) において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

ここでいう「授業の過程」には、通常の授業だけでなく運動会等の学校行事や部活動を含みますが、自主的なサークル、学級通信や学校 HP 等への掲載及び後日の閲覧を予定する校内 LAN サーバへの蓄積等は含みません。

「公表された著作物」ですので、未公開の論文等の著作物は含みません。

ここで注意すべきはただし書き以降であり、例えば購入されることを想定している著作物 (市販の問題集、ドリル等) は、用途について「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当するため、コピーしたり書き写したりして配布することはできません。

また、児童及び生徒の作品にも著作権が発生します。その権利内容は一般流通されている作品における著作権と全く同一ですので、著作者人格権中の同一性保持権により、本人の同意を得ることなく教師が無断で手を加えることはできません。

これは児童生徒の作品を公表する際にも同様で、印刷してクラス全体に配布する場合を考えると、「印刷する＝複製」、「配布する＝譲渡」となり、著作権中の複製権と譲渡権に基づいて、著作権者である児童生徒に許諾を得なければならぬこととなります。

児童生徒の著作物を利用するには実情に沿って検討したうえで、その利用の方法に応じて都度同意を得る、又はどのような場合にどのような方法で利用するかを進級時等に学級通信等で説明し包括的な同意を得るといった方法をとらなくてはなりません。

最後に、文化祭や学園祭で著作物を利用する場合についてみていきます。

まず、著作権法第 38 条をみてみましょう。

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

よく知られている点ですが、演奏や市販 CD に合わせてのダンスを行う場合でも、非営利であり、入場料等を取らず、演奏者に対しての報酬もない場合には、著作権は制限されることとなり、利用許諾の手続は不要です。

しかし、これは文化祭等の当日に限ったことであり、準備段階で利用許諾の手続が必要となる場合があります。

例えば、演奏やダンスの練習のために市販 CD をコピーして、一緒に出演する友人に配布する場合には、利用許諾の手続が必要となります（購入やレンタルした本人のみの練習用であれば、コピーしても手続は不要です。）。)

また、文化祭後においても、当日の演奏やダンスを録音又は録画したものを友人に配布する場合には手続が必要となります。

このように、学校教育の中においても、場面ごとに著作物の利用について検討し、必要な場合には利用許諾の手続をとることが大切です。